

米国統一商法典下の自己宛小切手の支払差止

浅木 慎一

目次

- 一 緒言
- 二 米国判例の潮流
 - 1 自己宛小切手の性質
 - 2 統一商法典の規定
 - 3 一般原則の踏襲
 - 4 例外の設定——発行当事者間の詐欺または約因の欠如
 - 5 Hotel Riviera, Inc. v. First National Bank & Trust Co. of Oklahoma City事件
 - 6 約束手形的構成およびそれにもとづくアプローチ
 - 7 発行依頼人の抗弁の援用
- 三 小括

一. 緒言

債権者たとえば売主が、債務者たとえば買主の売買代金債務の弁済能力を十分に把握しえない場合、売主は、しばしば買主の取引銀行による信用の裏付け、すなわち広い意味での保証を欲することがある。また、買主の側も、取引先の新規獲得等を容易にするため、積極的に銀行の信用を利用することに意義がある。これを銀行の側から観れば、自らの信用をいわば商品として顧客の利用に供することであるといえよう。かかる業務の典型は、いわゆる支払承諾取引であるが、これにとどまらず、銀行が対価を得て顧客に自らの信用を提供する取引は多岐にわたる。

渉外取引では、国際売買に関して、輸入信用状の開設業務がその代表である。そして、内国取引においては、売買債務をはじめ、短期的な債務の決済のため

にするいわゆるビジネス・チェックの発行業務がある。

ビジネス・チェック (business check) という用語は、法律用語として定着しているか否か必ずしも明らかではないが、米国において、銀行の支払保証小切手 (certified check)、自己宛小切手 (cashier's check) および銀行振出の他行払小切手 (bank check) など、銀行が何らかの形で金銭債務を負う流通証券を総称する概念であり、銀行でない者を振出人とする通常の当座小切手すなわちパーソナル・チェック (personal check) に対する用語である。取引界において、ビジネス・チェックは、銀行信用を背景に、パーソナル・チェックよりも支払が確実なものとして、現金に相当するものとみなされている。

ところで、銀行が何らかの形で金銭債務を負う流通証券を現金と同様に扱うという政策を徹底させるためには、かかる証券の決済、換金の確実性の確保がのぞまれるわけである。この一環として、米国においては、古くから証券上の債務を負っている銀行の当該証券に対する法律上の支払差止権の問題が焦点のひとつになってきた。

本稿は、わが国と法制と異なる米国のビジネス・チェック、とりわけ自己宛小切手の発行銀行による支払差止権の問題を、統一商法典下の判例を中心として検討し、わが国におけるビジネス・チェック制度のあるべき姿の見直しを目指す準備作業とするものである。

二. 米国判例の潮流

1. 自己宛小切手の性質

最初に、自己宛小切手が米国においてどのような性質の証券であると考えられてきたのか概観してみよう。

今日の統一商法典中に、自己宛小切手という用語それ自体を明確に定義した条文はない。しかし、当該証券の性質を叙述するために、従来から裁判所において確立されてきた定義に従えば、自己宛小切手は、銀行によって自らの資金を引当てとして振り出された為替手形であって、当該銀行が振出人と支払人とを兼併するものである。換言すれば、自己宛小切手は、銀行が自らを支払人と

して振り出した為替手形である¹⁾。

自己宛小切手の発行依頼人は、発行銀行の顧客であったり、一見の客であったりするが、この者は、小切手の「買主 (purchaser)」という表現で示される。したがって、自己宛小切手の発行は、当該小切手の売買であると捉えられている²⁾。

実務上、自己宛小切手は、上のような買主の請求によって振り出されることが一般的である（以下、買主を発行依頼人と記す）。発行依頼人の氏名は、通常、証券の当事者として券面に表示されることはない。しかし、しばしば発行依頼人が受取人として表示され、これによって発行依頼人が当該小切手に裏書をなしたうえで、これを譲渡するという場合もある³⁾。

自己宛小切手を為替手形の形態であるとする捉え方は、統一商法典制定前から、米判例がとる伝統的な立場であるといえる⁴⁾。米判例の主流は、自己宛小切手は為替手形であって、かかる証券を振り出す行為は、発行銀行による証券の引受に相当するものであると解してきた⁵⁾。そして、この見解に基礎を置いて、発行銀行および発行依頼人は、自己宛小切手に関する支払差止権を否定されるというのが、統一商法典制定前の判例によって確立された一般原則であった⁶⁾。

- 1) David J. Benson, *Stop Payment of Cashier's Checks and Bank Drafts under the Uniform Commercial Code*, 2 OHIO NORTHERN L. REV. 445, 445 (1975).
- 2) See JEFFREY B. REITMAN (et al.), BANKING LAW §133. 10 [1] (1990).
- 3) David J. Benson, *supra* note 1 at 445-446.
- 4) Walker v. Sellers, 201 Ala. 189, 77S. 715 (1918) ; Drinkall v. Morions State Bank , 11 N. D. 10, 88 N. W. 724 (1901) ; Cansey v. Eiland, 175 Ark. 929, 1 S. W. 2d 1008 (1928) ; Kohler v. First Nat'l Bank, 157 Wash. 417, 289 P. 47 (1930).
- 5) David J. Benson, *supra* note 1, at 446.
- 6) Scott v. Seaboard Securities Co., 225 P. 660 (Wash. 1927) ; Manufacturers & Mechanics Bank v. Twelfth St. Bank, 16 S. W. 2d 104 (Mo. 1929). See David J. Benson, *supra* note 1, at 446.

2. 統一商法典の規定

現在の統一商法典は、自己宛小切手の支払差止の可否に関する明文の規定を設けていない。しかし、小切手一般の支払差止に関し、4-403条が設けられており、同条1項の第1文は、次のように規定されている。

顧客は、銀行に対する命令によって、自己の勘定を引当てとして支払われるべき支払手段の支払を差し止めることができる。

自己宛小切手の発行依頼人が同条項にいう顧客に該当しないことは明らかである。同条項は、顧客に、顧客自身の勘定を引当てに支払われるべき支払手段の支払を差し止める権利を与えているにすぎないからである。自己宛小切手は、顧客の勘定ではなく、計算上、銀行自らの勘定を引当てとするのである。もっとも、自己宛小切手が引当てとする資金は、実質的に見れば発行依頼人が出捐するわけであるから、この小切手を、発行依頼人の勘定を引当てに支払われるべき証券と言っていると示唆した判決もないわけではない⁷⁾。しかし、この判決は、上級審⁸⁾において、「自己宛小切手は、統一商法典4-403条の意味における顧客の勘定を引当てとして支払われるべき支払手段ではない⁹⁾」と明確に否定されている。

また、自己宛小切手の勘定処理のうえで、自行に勘定を有する発行銀行も、4-403条にいう顧客に該当しない。「顧客」という用語に関して、統一商法典4-104条1項e号は、これを「銀行に勘定を有する者または銀行が支払手段の取立委任を受けた相手を行い、他行に勘定を有する銀行を含む」と定義しており、銀行でない者あるいは銀行であれば「他行」に勘定を有する者を対象とする概念であるから¹⁰⁾、「自行」に勘定を有する銀行はこれに含まれない。

7) *Dziurak v. Chase Manhattan Bank, N.A.*, 338 N.Y.S. 2d 496, 20 U.C.C. Rep. Serv. 427 (1976).

8) *Dziurak v. Chase Manhattan Bank, N.A.*, 406 N.Y.S.2d 30, 23 U.C.C. Rep. Serv. 958 (1978).

9) *Dziurak*, 23 U.C.C. Rep. Serv. at 958.

10) U.C.C. §4-104(1)(e) and Official Comment 3.

以上の理由により、統一商法典4-403条が自己宛小切手の発行銀行または発行依頼人に支払差止権を付与するものであるとの構成は排斥される。

次に、一定の事実が生じた場合、支払差止命令が効を奏しないという趣旨の規定がある。統一商法典4-303条1項がそれである。

支払銀行が……支払差止命令を受領し、……それに基づいて行為する相当の期間が経過するか相殺を主張する前に、次のいずれかの行為をなせば、そのような……支払差止の受領……は、支払銀行が支払手段を支払いまたは支払手段につき顧客の勘定を引き落とす権利義務を終了させ、中止させ、修正させるためには、遅きに失したことになる。

そして、同条項において、a号からe号までの行為が列挙されているが、そのa号は、「支払手段の引受または保証をなすこと」と規定されている。

次節で詳述するように、この条文は、自己宛小切手の性質論と相まって、発行銀行による自己宛小切手の支払差止権の問題に、決定的役割をはたすことになるのである。

3. 一般原則の踏襲

統一商法典制定後も、米国判例の主流は、自己宛小切手を、発行銀行によって引き受けられた為替手形であると解し、発行銀行は、原則的に自己宛小切手の支払差止をなしえないとの見解を維持、踏襲した。

一例として、National Newark & Essex Bank v. Giordano事件¹¹⁾を挙げてみよう。以下のような事実の下に争われたものである。

Yは、Fからトラック2台を9,500ドルで購入した。その代金をX銀行からの借入金でまかなうべく、Yは、X銀行に9,500ドルの借入申込をなし、銀行は融資に応じるようになった。Yは、9,500ドルを24回に分割して返済する旨の

11) National Newark & Essex Bank v. Giordano, 111 N.J. Super. 347, 268 A. 2d 327, 7 U.C.C. Rep. Serv. 1153 (1970).

約定書に署名したが、当該約定書には、Yが返済を怠った場合にX銀行がトラックの所有権を取得する旨の合意が含まれていた。かかる合意が成立後、X銀行は、額面9,500ドル、受取人Fの指図式自己宛小切手を発行し、この小切手は、YからFに交付された。ところがその翌日、Yは、購入したトラックが欠陥品であると判明したことを理由に、ただちにX銀行に自己宛小切手の支払差止をするよう要求したが、銀行はこの要求を拒絶した。その後、自己宛小切手は裏書譲渡のうえ、最終所持人によって支払呈示され、結局決済されている。この処置を不満として、Yは、Xに対する返済を中止してしまった。そこでXは、Yとの約定に従ってトラックを取得し、これを1,500ドルで売却、貸付金債権に充当のうえ、残額の弁済を求めてYを訴えたものである。

本件において、X銀行が自己宛小切手の支払差止をなすことが可能であったか否かが最大の争点となったが、裁判所は、以下のように述べている。

「自己宛小切手は、銀行によって自らを支払人として振り出された為替手形である。自己宛小切手を振り出せば、銀行は、呈示に際して券面に表示された金額を支払う一次的義務を負うことになる。その発行行為は、将来に効力を生じる取引ではなく、むしろその時点で履行済となる売買である。それは、発行依頼人に対してする銀行による信用の売却である。……銀行は、振出人と支払人とを兼併する。銀行は、自らの資金から券面額を支払うことを約束するのである。それゆえ、自己宛小切手の発行は、発行銀行による当該証券の引受を構成すると言わなければならない。〔統一商法典〕3-410条1項に規定された引受の要件は、発行銀行の代理人が〔振出の〕署名をなすことにより満たされている。かくして、自己宛小切手は、その発行時に、支払のための引受がなされているとの原則が定められるのである。

〔統一商法典〕4-303条の規定の下で、支払差止命令は、その命令が銀行が支払手段を支払う権利または義務を終了させまたは中止させるために別の法令の下で有効であると否にかかわらず、銀行が支払手段の引受または保証をなした後にこれを受領したのであれば、遅きに失したことになる。自己宛小切手は、発行時に引受けられているのであるから、實際上、4-303条は、ひとたび自己宛

宛小切手が発行されたならば、この証券の支払を差し止めることを不可能にするのである。

自己宛小切手の支払差止に対する法律上の禁止に加えて、この種の小切手の性質および用いられ方が、かかる原則を必要とする。自己宛小切手は、取引界において、現金に相当するものとして流通している。個々の者ではなく、銀行がその背後にあるがゆえに、人々は、自己宛小切手を現金に相当するものとして受け入れる。事実、銀行は小切手金額の引受人となり、呈示に際する券面額の支払に備えて、自らの資金を取り分けている。かかる証券の支払差止を銀行に許すことは、小切手の発行の際に銀行がなした意思表示に合致しないものである。このような原則は、銀行およびその小切手の公的信頼を害するものであろうし、それゆえ、自己宛小切手を役立たせているその本質的な部分を奪うことになってしまうであろう。もし自己宛小切手の換金には何らの障壁がないという点が確たるものでないとすれば、人々は、もはやこれを現金に相当するものとして受け入れなくなるであろう¹²⁾。」

結局、X銀行が支払差止をしなかったことは正当であったとされ、X勝訴となった。

同様の結論を採るものとして、Kaufman v. Chase Manhattan Bank, N.A. 事件¹³⁾がある。Y銀行は、Aの請求により、Aの預金勘定の残高を見合いに、Xを受取人とする自己宛小切手を発行した。しかし、Aは、本件自己宛小切手相当の金員を出捐しなかった。そればかりか、Aは、預金も引き出してしまったので、Y銀行は、自己宛小切手の支払を差し止めた。そこでXが、Yに対して小切手の支払を求めたものである。

裁判所は、ひとたび自己宛小切手が発行され、これがXに交付されれば、Xに対するかぎり当該取引は完結し、Aの預金勘定からYが小切手金額を取得し

12) Nat'l Newark & Essex Bank, 7 U.C.C. Rep. Serv. at 1154-1156.

13) Kaufman v. Chase Manhattan Bank, N.A., 370 F. Supp. 276, 13 U.C.C. Rep. Serv. 477 (S.D.N.Y. 1973)

えなかったことは、Xの受領権限に何ら影響するものではないとしたうえで¹⁴⁾、統一商法典4-303条を引いて、「自己宛小切手は発行の時点で引受けられているのであるから、銀行の支払差止のおよばないところにある¹⁵⁾」と判示している。

4. 例外の設定——発行当事者間の詐欺または約因の欠如

自己宛小切手の支払差止禁止の原則が定着することにより、かかる小切手が現金に相当するものであるという考え方を徹底させて、発行銀行が決済を撤回するという何らかの権利を留保していないかぎり、自己宛小切手の発行は現金の支払と同一であるという趣旨の判決が見うけられるに至った¹⁶⁾。さらに、ビジネス・チェックを授受することは、あたかも現金を授受することに相等しいとの判断が示された判決も存在する¹⁷⁾。

その結果、不正な取引を通じて、現金の詐取にかえて、換金性の保証された自己宛小切手を詐取しようとする企みが生じるようになった。それゆえ、自己宛小切手の支払差止の禁止という一般原則に対して、発行銀行がその例外の設定を裁判所に求める事例が、少なからず存在することになったわけである。

一例として、Anderson, Clayton & Co. v. Farmers National Bank of Cordell 事件¹⁸⁾ を挙げてみよう。

Xは、養豚家Sに対して飼料を供給し、その売掛金債権を有しており、一方、Y銀行は、Sに対して豚を購入する費用を融資していた。XおよびY銀行は、その債権保全のため、ともにSの豚に担保的利益を有していた。XYは、折衝のうえ、両者の担保的利益の優劣に関する取り決めをなし、XがS所有の一部

14) Kaufman, 13 U.C.C. Rep. Serv. at 479-480.

15) *Id.* 480.

16) Citizens & Southern Nat'l Bank v. Youngblood, 135 Ga. App. 638, 219 S.E. 2d 172 (1975).

17) State Department of Treasury v. Bank of the Commonwealth, 314 N.W. 2d 688 (Mich. 1981); Fabmet Corp. v. D.J. Andrews Corp., 36 U.C.C. Rep. Serv. 887 (Bankr. Ct. W.D.N.Y. 1983).

18) Anderson, Clayton & Co. v. Farmers Nat'l Bank of Cordell, 624 F. 2d 195, 29 U.C.C. Rep. Serv. 954 (10th Cir. 1980).

のグループの豚およびその売却代金についてのみ、優先権を有する旨の合意が成立した。しかし、Xは、当初の合意を超える範囲の豚についてY銀行に優先した担保的利益を有する旨の約定書を作成し、Y銀行の代表者をしてこれに署名させた。その後、Sは、数回にわたり一部の豚を売却したが、XYは、ともにその売却代金を自己の債権の弁済に充当しようと考えた。Y銀行は、いったんSからその売却代金を受納したが、Xとの約定ならびに自己およびXが通知してきたXのSに対する債権残高等を勘案した結果、Sから受納した金額29,000ドルをXに引き渡したとしても自己の債権保全に支障はないと判断し、Xに対して、同人を受取人とする29,000ドルの自己宛小切手を作成し、これを交付した。ところが、後になって、Xとの約定書の内容が当初の合意と異なっていたこと、および、Xが故意にSに対する債権残高を過少にY銀行に通告していたことが判明したため、Y銀行は、Xに騙されたとして、自己宛小切手の支払を差し止めた。Xは、自己宛小切手の支払差止の禁止の原則を主張して、Y銀行に本件自己宛小切手の支払を求めて訴を提起したものである。

裁判所は、自己宛小切手が銀行によってあらかじめ引受けられた為替手形であり、銀行はその支払差止を許されないという一般原則を認めつつも¹⁹⁾、「自己宛小切手の受取人が直接に銀行と取引をし、かつ支払銀行から当該小切手の発行を得るために何らかの詐欺をなした場合」および「直接に支払銀行と取引をした受取人側に起因する約因の欠如の場合」に例外を認めて、支払銀行が支払差止をなしうると述べている²⁰⁾。本件において、裁判所は、XがY銀行に自己宛小切手を発行させようとして、自己のSに対する債権残高につき詐欺的な不実の通告をなしたと認定した²¹⁾。そして、Xは、good faith で行為していないのであるから正当所持人とはいえず、また、かりに正当所持人であったとしても、本件小切手の取得につき直接にYと取引をしたのであるから、詐欺の抗弁の対抗を受けると判示している²²⁾。

19) Anderson, Clayton & Co., 29 U.C.C. Rep. Serv. at 958.

20) *Id.* 958-959.

21) *Id.* 959.

22) *Ibid.*

同様の例として、Travi Construction Corp. v. First Bristol County National Bank事件²³⁾を挙げることができる。

Xは、Lが振り出し、Y銀行を支払人とする金額7,500ドルの当座小切手を所持していた。Xは、当該小切手と引き換えに、自己宛小切手を発行するようY銀行に依頼した。その時点で、L振出の小切手は、すでにLによって支払差止がなされていたが、Y銀行は、その差止を失念して自己宛小切手の発行に応じてしまった。後に、これに気づいたY銀行は、本件自己宛小切手の支払を差し止めた。そこで、Xがこの自己宛小切手の支払を求めてY銀行を訴えたものである。

裁判所は、一定の状況の下では自己宛小切手の発行銀行がその支払差止を認められるべきであるとして、「自己宛小切手が銀行と取引をした者によって所持されている時は、約因の欠如のゆえに発行銀行は当該自己宛小切手を支払うことを拒絶しうる²⁴⁾」と述べている。Xは、Lがその当座小切手の支払を差し止めていることを知らずに本件自己宛小切手を受領したと主張したが、「自己宛小切手の約因の欠如は、受取人によるその呈示があった場合に、決済を拒絶する結果を招くとともに、銀行にはそうする権利がある²⁵⁾」と判示された。

上に挙げた2つの例は、発行依頼人が受取人かつ原告であって、これ以外の第三者は登場しないものである。統一商法典3-305条2項によれば、正当所持人でさえも、その直接に取引をした者の抗弁を免れて証券を所得することはありえない旨が明定されている。したがって、かかる例においては、「自己宛小切手の流通性および信頼性を鼓舞すべき政策への強い配慮をなす必要性はない²⁶⁾」ことになろう。この場面では、従来の一般的な流通証券法理がそのまま適用されている。

23) Travi Construction Corp. v. First Bristol County Nat'l Bank, 405 N.E. 2d 666, 29 U.C.C. Rep. Serv. 188 (Mass. App. 1980).

24) Travi Construction Corp., 29 U.C.C. Rep. Serv. at 190.

25) *Id.* 192.

26) Anderson, Clayton & Co., 29 U.C.C. Rep. at 959.

5. Hotel Riviera, Inc. v. First National Bank & Trust Co. of Oklahoma City 事件

前節と異なり、自己宛小切手に基づく請求者が発行依頼人以外の第三者である場合において、支払差止の可否に関する判例の結論には、主として自己宛小切手という証券の特異性を理由に、かなりの振幅があるように思われる。

結論に差異があるという象徴的な例として、Hotel Riviera, Inc. v. National Bank & Trust Co. of Oklahoma City 事件を挙げてみよう。自己宛小切手発行の原因契約に詐欺があったものの、その詐欺を知らずに裏書譲渡を受けた所持人が原告として登場した例であるが、District Court²⁷⁾ と Court of Appeals²⁸⁾ で、その結論が反対となったものである。

この事件は、以下のような事実の下に争われた。

Pは、A社の副社長であったが、Y銀行から金員を詐取しようと企てた。1982年1月5日、Pは、A社を振出人とし、A社の実在の取引先を受取人とする額面48,000ドルの当座小切手を作成し、当該取引先の裏書を偽造のうえ、その小切手をオクラホマ州のY銀行のPの個人口座に入金した。Pは、当該口座の預金を引当てとする金額25,000ドルの小切手を振り出し、この小切手と交換に、同額の自己宛小切手の発行をY銀行に依頼した。Y銀行は、これに応じて、他店券過振りにより（すなわち、Pの口座に入金されたA社の小切手の決済に懸念なしと決断して）Pの口座残高を引き落とし、Pを受取人とする本件自己宛小切手を発行し、同人に交付した。翌1月6日、Pは、本件自己宛小切手を携帯してネバダ州のラス・ベガスに赴き、Xホテルに投宿、そこで賭博をなし、Xに債務を負うに至った。このため、Pは、Xに本件自己宛小切手を裏書譲渡した。この際、Xは、Y銀行に電話をし、本件小切手が真正に振り出されたも

27) Hotel Riviera, Inc. v. First Nat'l Bank & Trust Co. of Oklahoma City, 38 U.C.C. Rep. Serv. 219 (W.D.Okla. 1983).

28) Hotel Riviera, Inc. v. First Nat'l Bank & Trust Co. of Oklahoma City, 41 U.C.C. Rep. Serv. 363 (10th Cir. 1985).

のか否か照会して、大丈夫であるとのYの返答を得たうえで、これを取得した。Xは、直ちに自己の取引銀行を通じて、これを取立手続に付した。翌1月7日、Pは、オクラホマ州に戻り、Y銀行の自分の口座から残金をすべて引き出して失踪した。PがY銀行に預入したA社の小切手が、1月8日に、裏書偽造を理由に不渡返還されてきたため、Y銀行は、本件自己宛小切手の支払を差し止めたところ、1月12日、本件自己宛小切手が取立銀行を通じて支払呈示された。当然にY銀行は支払を拒絶した。そこでXが本件自己宛小切手の支払を求めてY銀行を訴えたものである。

Xは、自己宛小切手の支払差止禁止の一般原則を前面に押し出して支払を主張した。これに対しYは、賭博に基づく債務は履行強制しえないというネバダ州法を根拠に、賭博の債務支払のため譲渡された流通証券は履行強制しえない旨、たとえ履行強制しえても、XはPに対する原因債権が履行強制しえないことを承知で本件小切手を取得したのであるから、XP間の原因契約上の瑕疵によってXは正当所持人たりえず、詐欺および約因の欠如という抗弁の対抗を受ける旨を主張した。

両者の主張を前に、District Courtは、Pの自己宛小切手発行依頼の一連の行為が詐欺的行為にあたるのと同時に、XがかかるPの詐欺またはPY間の約因の欠如に関して善意であったことを認定した²⁹⁾。そのうえで、District Courtは、次のように述べてY銀行を勝訴させた。

「Y銀行に対する関係につき、Xは〔本件自己宛小切手〕が詐欺的に発行されたものであることを知らない所持人である。それにもかかわらず、Xは、賭博行為により、当該取引が非難されるべきであることを十分知りつつ、対価を得て証券を譲り受けることを選択したわけであるから、商業社会的観点から言えば、完全に正しいとは認められない。統一商法典は、Xに正当所持人たる地位を与えず、その結果、Xは、他の当事者によって主張される有効な請求権および抗弁の対抗を受けることになる（統一商法典3-306条）。

29) Hotel Riviera, Inc., 38 U.C.C. Rep. Serv. at 229.

……自己宛小切手が発行の際に引き受けられたものとみなされるという基本的原理は、本件の判決によって妨げられるものではない。銀行は、善意の正当所持人に対して裏書された自己宛小切手の支払拒絶はできないのである。……Pが本件自己宛小切手を賭博の債務の弁済のために譲り渡し、Xが当該取引が無効であることを知ってそのようなものとしてこれを譲り受けたという事実は、Xを正当所持人の地位に立たしめることを妨げるものである。Y銀行は、Xが正当所持人でないという理由で、統一商法典3-306条C項の下でなすことのできる詐欺および約因の欠如という自らの抗弁を主張しているにすぎないのである³⁰⁾。」

この判決を不服として、Xが控訴したわけであるが、Court of Appealsは、次のように述べて、Xを勝訴させた。

Court of Appealsは、問題の焦点は「自己宛小切手の詐欺的な取得に、関与もしていなければ知りもしない被裏書人が、詐欺的行為者の被るべき負担を被らなければならないか否かである³¹⁾」と位置づけた。そして、「Xが賭博行為の債務の弁済として本件自己宛小切手の譲渡を受けたことは事実であるが、その譲受は、Y銀行に損害を生じさせるものではない。本件自己宛小切手の発行の際、入金された当座小切手へのPによる偽造裏書は、Y銀行がPの預金残高を確認せずに自己宛小切手を発行したと相まって、Y銀行に損害を生じさせた。Xはその損害に関知せず、その後Pから裏書譲渡を受けたことは、Y銀行の損失とは無関係である³²⁾」と述べ、Y銀行は、裏書が賭博による債務の弁済のためになされたからといって、自己宛小切手の引受の効力を免れることを許されるものではないと判示している³³⁾。

さらに、Court of Appealsは、かかる結論をとることは、ネバダ州法の効力を否定するものでもなければ、正当所持人でない者に対する人的抗弁の主張を

30) *Id.* 229-230.

31) *Hotel Riviera, Inc.*, 41 U.C.C. Rep. Serv. at 365.

32) *Id.* 366.

33) *Ibid.*

許容する伝統的な流通証券法上の概念を無視するものではないが、「自己宛小切手の特異な性質を認めて、かかる証券の目的を果たすものである³⁴⁾」と述べている。すなわち、「自己宛小切手は、商業界において『現金たる威光 (aura of cash)』を有している。……発行銀行の支払確約の産物である自己宛小切手に対して普遍的な商業上の畏敬の念が存在することのみが重要なのである³⁵⁾」というのである。かくして、被裏書人が発行銀行を欺くために何もしていない場合には、自己宛小切手の支払差止禁止の原則が貫かれるとし、約因の欠如の抗弁は、本取引には適用がないと結論づけたのである³⁶⁾。

伝統的な流通証券法理によれば、約因の欠如または失効という事由は、正当所持人の権利を有しない原告によって流通証券に基づいて訴えられた被告が主張しうる抗弁であるとされる³⁷⁾。かつて米国統一流通証券法28条は、「約因の欠如または失効は、正当所持人を除くすべての者に対して抗弁事由となる」と規定していたし、これを受けて、統一商法典3-306条C号も同じ旨を明定している。したがって、本事件における District Court の判断は、統一流通証券法以来の伝統的な流通証券法理によって結論を導いたものといえるであろう。

これに対して、Court of Appealsは、自己宛小切手の現金代替性という側面、商業社会におけるその特異な位置づけに着目し、これを強調することにより、その決済の確実性をいっそう確保しようとしている。しかし、その理論的根拠は、伝統的な流通証券法理の観点からは、不明確であるといえよう。Court of Appeals のような結論をとる判例の根拠は、自己宛小切手という証券の特異性から、その授受を「履行済の信用の売却 (executed sale of credit)」とみることにあると思われると示唆する見解がある³⁸⁾。Court of Appeals の考え方は、自己宛小切手の支払差止禁止に対する例外の許容範囲をなるべく狭く解しようとするものであり、本章第3節で紹介した National Newark & Essex

34) *Ibid.*

35) *Id.* 367.

36) *Ibid.*

37) CHARLES M. WEBER, *COMMERCIAL PAPER* 231 (2d ed. 1977).

38) See David J. Benson, *Supra* note 1, at 453.

Bank 事件の系譜に連なるものであるといえる。しかし、Court of Appeals が採用した信用の売却論は、裁判所を伝統的な流通証券法理から遠ざけてしまうという危険のきざしがある³⁹⁾、との指摘がなされている。

6. 約束手形的構成およびそれにもとづくアプローチ

前節のような、自己宛小切手の支払差止の問題がややもすれば伝統的な流通証券法理から乖離するという傾向に対し、この問題を出発点から考え直そうとする判例も存在する。

統一商法典3-118号 a 号は、次のように規定している。

証券が為替手形であるか約束手形であるか疑わしい場合には所持人はこれをそのいずれとしても取り扱いうる。振出人を支払人とする為替手形は、約束手形としての効力を有する

この条文を根拠とすれば、銀行が作成した自己宛小切手は、銀行の約束手形であるとの構成が可能なわけである。

この構成によれば、振出人の署名が引受に相当するという擬制が不要となる。発行銀行は、約束手形の作成人 (maker) として扱われ、統一商法典3-413条 1 項に従って第一次的な義務を負う。また、3-802条 a 号によれば、約束手形の作成人が銀行である場合、当該証券の取得は、原因関係上の債務者に対する証券上の償還請求権がないかぎり、債務者の原因債務を免責すると規定されている。したがって、この構成によれば、発行銀行は、自己宛小切手の発行依頼人の債務に関する支払につき、当該小切手を取得した発行依頼人の債権者に対して、責任を負う唯一の当事者となるわけである。それゆえ、原因債権を保留しておきたいと欲する債権者は、債務者たる発行依頼人に、発行依頼人自身を受取人とする証券の発行を依頼させ、これに発行依頼人の裏書を要求することになる。

39) *Id.* 454.

自己宛小切手が銀行作成の約束手形であるとの構成を示した比較的著名な例は、TPO, Inc. v. Federal Deposit Insurance Corp. 事件⁴⁰⁾であるが、この事件における裁判所は、「自己宛小切手は、銀行作成の流通可能な約束手形に相当するが、これまで漠然と主張されてきたように現金と同一のものではなく、この特殊な種類の証券を検討した判例は注意深く分析されなければならない⁴¹⁾」と述べている。問題の解決に対する慎重な姿勢がうかがえるものといえよう。裁判所は、銀行は自己宛小切手の支払を約束しているが、原告が正当所持人でないとすれば、統一商法典3-306条および3-408条の下で、銀行は約因の欠如または詐欺の抗弁を対抗しうると結論づけている⁴²⁾。

TPO, Inc.事件を先例として、約束手形的構成に基づくアプローチにより、発行銀行が主張しうる抗弁を整理した判例の一例として、Banco Ganadero y Agricola v. Society National Bank of Cleveland 事件⁴³⁾を挙げてみよう。

Vは、Y銀行を支払人とするH振出、金額73,200ドルの当座小切手を所持していた。1974年9月17日、Vは、当該小切手をX銀行に取立依頼した。X銀行は、支払呈示のためこの小切手をY銀行宛発送し、同時に、代り金を自己宛小切手で送付するようY銀行に依頼した。同年9月27日、当該小切手の送付を受けたY銀行は、Hの当座勘定を他店券過振りにより引き落とし、金額73,200ドル、受取人をVとする自己宛小切手を発行し、これをX銀行に発送した。10月4日、X銀行は、本件自己宛小切手を受領し、同日、Vの当座勘定に73,200ドルを入金した。10月10日、X銀行はY銀行に本件自己宛小切手を支払呈示した(Vの裏書なし)が、同日、Y銀行は、Hの当座勘定に入金され、過振りによる本件自己宛小切手発行の引当てとなっていた小切手の不渡通知を受けた。この日、本件自己宛小切手は、裏書不備を理由に支払拒絶された。X銀行は、あら

40) TPO, Inc. v. Fed. Deposit Ins. Corp. 487 F. 2d 131, 12 U.C.C. Rep. Serv. 1156 (3d Cir. 1973).

41) TPO, Inc., 12 U.C.C. Rep. Serv. at 1160.

42) *Id.* 1161.

43) Banco Ganadero y Agricola, S.A. v. Society Nat'l Bank of Cleveland, 418 F.Supp. 520, 21 U.C.C. Rep. Serv. 233 (N.D. Ohio 1976).

ためてVの裏書のある本件自己宛小切手を10月28日以降、3回にわたって支払呈示するも、Y銀行は、その都度これを支払拒絶した。そこでX銀行が、支払を求めて訴を提起したものである。

裁判所は、自己宛小切手は銀行が作成した約束手形として扱われるべきであるとし⁴⁴⁾、本件の問題を以下のように捉えている。

「自己宛小切手を銀行の約束手形として扱えば、問題は、銀行がそれに基づく支払を差し止めうるかということではなく——というのは、支払差止という用語は、振出人が他の当事者たる支払人の証券の支払を妨げることを欲する場合の概念としてのみ意味をなすからである——むしろ、証券の作成者たる銀行がそれに基づく責任を負うか否かに帰着する。……そう結論づければ、正当所持人でない者に対して、約束手形の作成者は、約因の欠如の抗弁を主張するという、統一商法典の規定に頼ることが適切である。統一商法典3-306条および3-408条参照⁴⁵⁾」。

本件においてXは、自己が正当所持人である旨を主張したが、裁判所は、その判断をすることなく、本件の事実の下で、約因の欠如があったか否かに関する判断をなし、そのうえで次のように結論づけている。すなわち、統一商法典4-211条1項d号の下で、取立銀行たるX銀行は、H振出の小切手の決済として、Y銀行の自己宛小切手を受領しうる。そして、Y銀行がかかる決済として自己宛小切手を交付した時点で、統一商法典4-213条1項の下で、H振出の小切手は最終的に決済されたものとみなされる。そうである以上、その後Y銀行がHの当座勘定に入金された小切手の不渡通知を受領したとしても、その事実はY銀行の立場を変えるためには遅きに失したものであるべきであり、本件において約因の欠如はないことになり、Y銀行は本件自己宛小切手に責任を負うことになると判示されている⁴⁶⁾。

最後の部分は、統一商法典第4編の支払手段の取立手続に関する規定に則っ

44) Banco Ganadero y Agricola, S.A., 21 U.C.C. Rep. Serv. at 239.

45) *Id.* 238-239.

46) *Id.* 241-242.

て導かれたものであるが、この部分の結論はともかく、本判例は、自己宛小切手の性質につき約束手形的構成をとるとともに、発行銀行が主張しうる抗弁を、統一商法典の流通証券法理に則して整理した点に意義があるものといえるであろう。

7. 発行依頼人の抗弁の援用

これまで概観してきた諸判例のほとんどは、自己宛小切手の発行銀行が、自らの抗弁を所持人に対して主張するという類型のものであった。しかし、自己宛小切手の支払差止の類型としては、顧客たる発行依頼人が、自らの原因取引上の個人的な抗弁を主張して、発行銀行に支払を差し止めるよう要求する場合がある。このような場合は、いわゆる *jus tertii* の問題が生じる。*jus tertii* は、一般に「第三者の権利」と称される。

jus tertii の問題が生じるのは、流通証券に基づいて訴えられた被告が、自らの抗弁は有していないが、原告の前者たるいずれかの者が、原告から証券を取り戻すことのできる請求権 (*claim*) を有することを知っているという状況においてである⁴⁷⁾。

統一商法典は、*jus tertii* に関し、3-306条が、正当所持人の権利を有しない所持人の服すべき権利制限という側面から、3-603条が、第三者の権利を知っている債務者の免責という側面から、各々規定している。

これによれば、自己宛小切手の発行銀行は、発行依頼人またはその他の者によって、証券に対する請求権または抗弁の存在の通知を受けたとしても、その状況において、原則として支払を拒絶すべきではないという結論になろう。すなわち、統一商法典3-603条1項に従えば、窃盗による所持人の場合および制限的裏書の趣旨に合致しない場合を除いて、発行銀行は、たとえ他の者によって証券に対する請求権があることを知らされていても、所持人に対して支払えば、免責されることになるのである。統一商法典が採用した立場は、流通証券上の

47) Charles M. Weber, *Supra* note 37, at 287.

債務者は、所持人に対して権利を主張する当事者が、担保を提供するか支払を禁じる裁判所の命令を所得しないかぎり、同一の証券に対して権利を主張する二当事者の紛争の渦中に立つべきでないというものである⁴⁸⁾。この趣旨は、統一商法典3-306条のオフィシャル・コメントにおいても指摘されている。すなわち、「債務者が契約したのは証券の所持人に支払うということであり、所持人に対する他人の請求権は一般に債務者の関知するところではない。債務者は、一般に、他人間の争いにつき十分な証拠を有していないであろうから、そのような他人の権利を抗弁として主張することを要請されない。そして、債務者がこれを主張しえないとする本規定は、所持人の保護と同じほどに債務者の保護をも意図しているのである⁴⁹⁾」。

以上によれば、発行銀行が *jus tertii* の適用を受ける事例というのは、きわめて限定されることになろう。通常は、発行銀行が特定の受取人を証券上に記載して自己宛小切手を発行したところ、盗人がこれを当該受取人から盗取し、受取人の裏書を偽造して小切手の取立を図る場合くらいしか考えられない。この場合も、実務上は、発行依頼人が補償の趣旨で発行銀行に対して預託金 (*indemnity*) を積むことになっている⁵⁰⁾。

発行銀行が、発行依頼人の原因契約上の抗弁を援用しうるか否かが実際に争点となった事例として、*Louis Falcigno Enterprises, Inc. v. Massachusetts Bank & Trust Co.* 事件⁵¹⁾ を挙げてみよう。

Xは、ボクシングのタイトル・マッチを独占テレビ中継する権利をCに与えた。これに付随してXは、テレビ放映の前に、自己宛小切手で47,305ドルを手渡すようCに強要した。Cは、不承不承、Y銀行に自己宛小切手の発行を依頼し、Y銀行は、Xを受取人とする自己宛小切手を発行した。Cは、これをXに

48) David J. Benson, *Supra* note 1, at 450.

49) UCC §3-306, Official Comment 5.

50) See Jeffrey B. Reitman (et al.), *Supra* note 2, §133. 10 [4].

51) *Louis Falcigno Enterprises, Inc. v. Massachusetts Bank & Trust Co.*, 426 N.E.2d 993, 34 U.C.C. Rep. Serv. 206 (Mass. App. 1982).

交付したが、その後、テレビ放映は実現したものの、XとCとの間で、放映権に関する契約上の紛争が生じ、その結果、Cは、Y銀行に本件自己宛小切手の支払の差止を請求した。そこでXが、本件小切手の支払を求めて、Y銀行を訴えたものである。

裁判所は、本件において銀行によって「主張されている抗弁は、銀行自身の抗弁ではなく、〔発行依頼人たる〕顧客の抗弁である。さらに、原因契約に関する抗弁は、『証券に対する……請求権』には該当しない⁵²⁾」と述べた。そして、「銀行小切手の信頼性を確保するための政策として、銀行は、その顧客に代わって、ここで主張されているような原因契約上の抗弁を主張することを妨げられるべきであるという原則が要請されているのである⁵³⁾」として、Y銀行を敗訴させている。

三. 小 括

以上、米国統一商法典下の自己宛小切手の支払差止の問題を概観してきたわけであるが、米国判例は、自己宛小切手の現金代替性に十分配慮し、その換金ないし決済の確実性を確保するという観点から、支払差止の許容に慎重な態度をとってきたものと言いうる。

わが国にあっても、自己宛小切手は、取引界において現金と同様に取り扱われており、この事実は、最高裁昭和37年9月21日第2小法廷判決（民集16巻9号2041頁）によっても認められている。

一方で、わが国において、自己宛小切手の発行依頼人から発行銀行に対して、いわゆる事故届が提出された場合、当該届の効力および支払呈示期間経過後の銀行の支払に関する免責法理等について、困難な問題があることもまた事実である。

とりわけ、支払呈示期間の経過後は、小切手法上、発行銀行の振出人として

52) Louis Falcigno Enterprises, Inc., 34 U.C.C. Rep. Serv. at 207.

53) *Id.* 209.

の義務が消滅し、銀行は、もっぱら支払人として期限後支払をなすことになる。この支払は、義務に基づかないいわば任意の支払であると構成せざるをえない。したがって、この段階で発行依頼人から事故届の提出ないし支払差止の請求があれば、これを無視して支払った場合の銀行の免責法理が必ずしも明確ではないことから、実務上、発行銀行は、支払差止に応じることが多いと言えよう。この事実は、一面では、自己宛小切手の現金代替性を阻害するものであると評価することも可能であろう。

これらに鑑みれば、現金代替性を有するとされるかかる証券の発行の法律関係から始まり、そもそも現金代替性という機能確保の面から、かかる証券が、小切手法上の規整を受ける「小切手」という形式をとるのが最もふさわしいのか、といった点をも含めて、広く再検討がなされたとしても、あながち無益であると言えないのではなかろうか。

たとえば、かかる証券につき、「手形」という形式ではどうかといった点を、多面的に再検討しえないだろうか。今日、「手形」という形式を銀行が採用し難い主たる理由のひとつは、おそらく印紙税の問題であろうが、これととも、銀行業務における手数料体系の見直しという作業によって、解決を図るという方法もあろう。いずれにせよ、証券の形式につき、柔軟な対応の容易な米国の法体系と異なるわが国の法規整下においては、現金代替性の確保にとっても最もふさわしい証券形式の決定につき、所持人や発行依頼人の利害をも勘案して、慎重な検討が要求されることになるだろう。

また、かかる証券の形式のみならず、発行依頼人による事故届または支払差止命令自体の効力およびそれに対する発行銀行の対応とその根拠等もあわせて検討されなければならない。その際、とくに銀行にとって実際的な結論のあり方としては、先に述べた統一典3-306条および3-603条といったところに基づく対応が、実務上も現実的であろうし、参考になるものと思われる。